

宇都宮市上下水道局概算数量設計方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市上下水道局が発注する水道管布設工事において、事業の円滑な執行を目的とした、「概算数量設計方式」(以下「概算方式」という。)の試行導入に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「概算方式」とは、概算数量により積算した工事と詳細設計業務の一部(配管図等の作成)を、併せて施工業者が行うものであり、施工後の確定数量に基づき精算(変更契約)する方式をいう。
- (2) 「概算数量」とは、過去の実績から求めた「100m当りの平均数量」により、各種数量を概算にて算出した設計数量をいう。

(対象工事)

第3条 概算方式の対象工事は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、局が認めた工事とする。

- (1) 配水管の口径がφ150mm以下の管工事であること。
- (2) 市道であること。

(配管図等の作成費用)

第4条 受注者が必要となる配管図等の作成費用として、必要な経費を共通仮設費(準備費)に積み上げ計上する。

(配管図等の作成)

第5条 受注者は、現地調査の上、配管図及び数量計算書を作成するとともに、当該書面を監督員に提出し、承諾を得るものとする。この場合において、試掘調査が必要な場合は、別途監督員と協議するものとする。

(設計変更)

第6条 受注者は、施工後の確定数量に基づき監督員と協議し、発注者及び受注者の双方が合意した上で、変更契約を締結するものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 概算方式による場合は、入札公告及び工事設計書において明示し、入札参加者へ周知する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、疑義が生じた場合は発注者及び受注者にて協議するものとする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。